

返戻金制度に関する事項

当社は、紹介した方が短期退職した場合に、求人者に対し以下のとおり紹介手数料を返還する制度を設けております。但し、新規学卒者の採用におきましては、本制度の対象外となります。また、求人者の皆様と当社の間で取り交わす契約書において以下と異なる取決めをする場合がございます。詳細は当該契約書をご参照ください。

入社日より1ヶ月以内の退職の場合	紹介手数料の80%を返戻いたします。
入社日より1ヶ月超2ヶ月以内の退職の場合	紹介手数料の50%を返戻いたします。
入社日より2ヶ月超3ヶ月以内の退職の場合	紹介手数料の20%を返戻いたします。